

No. 6 横浜市景観計画の変更に関する案件概要（都市計画審議会への意見聴取）

議第 1276 号 景観法第 9 条第 8 項において準用する同条第 2 項に基づく景観計画の変更

区域	山手地区
良好な景観の形成に関する方針	<p>1 山手地区全体の方針</p> <p>(1) 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>(2) 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>(3) 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>(4) 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>(5) 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p> <p>2 地区別の方針</p> <p>山手町特定地区、元町特定地区、石川町準特定地区の方針を規定</p>
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	<p>1 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>(1) 山手地区全域の景観形成基準 眺望景観の確保、色彩について規定</p> <p>(2) 地区別（山手町特定地区、元町特定地区）の景観形成基準 街並み形成について規定</p> <p>2 樹木・緑地の保全</p> <p>木竹（樹高 5 m 又は高さ 1.2m の幹の周囲が 1.5m を超える樹木）の保全と、やむを得ず伐採を行う場合の補植の方法を規定</p> <p>3 最高高さ</p> <p>建築物の最高高さを計画図に示す数値以下と規定（計画図に示す一部の区域においては、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで計画図に示す数値以下とする）</p> <p>4 壁面の位置の指定</p> <p>壁面の位置の制限を計画図により規定</p>
景観重要建造物の指定の方針	<p>1 開港の歴史を伝える建造物</p> <p>2 異国情緒を感じさせる建造物</p> <p>3 都市の発展の歴史を伝える建造物</p> <p>4 山手地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物</p>
景観重要樹木の指定の方針	<p>1 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木</p> <p>2 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木</p> <p>3 山手地区の歴史を伝える樹木</p> <p>4 山手地区の特徴的な街並みを構成する樹木</p>
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関	<p>1 山手地区全域の行為の制限</p> <p>「眺望の視点場」からの景観を阻害しないよう、屋外広告物の設置等に関する制限を規定</p>

<p>する行為の制限に関する事項</p>	<p>2 地区別（山手町特定地区、元町特定地区、石川町準特定地区）の行為の制限 屋上看板の設置禁止（山手町特定地区、元町特定地区、石川町準特定地区） 自家用広告物以外の屋外広告物の設置等に関する制限を規定（山手町特定地区のみ）</p>
<p>景観重要公共施設の整備に関する事項</p>	<p>1 次の道路について「道路の整備に関する事項」を規定 山手本通り、谷戸坂 2 次の公園について「都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準」を規定 港の見える丘公園（ブラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）、元町公園、山手公園、アメリカ山公園、山手イタリア山庭園</p>
<p>景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</p>	<p>1 次の道路について「道路に関する事項（道路法 32 条の占用許可の基準）」を規定 山手本通り、谷戸坂 2 次の公園について「都市公園の整備に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）」を規定 港の見える丘公園（ブラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）、元町公園、山手公園、アメリカ山公園、山手イタリア山庭園</p>

(内容説明)

山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきています。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいべきものです。

当地区においては、昭和 47 年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきました。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきました。

このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行うため、景観計画を策定することについて、御意見を伺います。